

留萌市監査委員告示第4号

令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつた
ので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和7年12月3日

留萌市監査委員 武田浩一
留萌市監査委員 村上均

留総 総 第 8 5 号
令和 7 年 5 月 27 日

留萌市監査委員 武 田 浩 一 様
留萌市監査委員 村 上 均

留萌市長 中 西 俊 司

令和 6 年度財政援助団体等監査結果に基づく措置について
令和 7 年 3 月 19 日付留監第 167 号で報告のあった監査結果のうち、当該監査
の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし講じた措置について、地方自治法
第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知します。

(総務部総務課総務係)

部課名：市民健康部地域包括支援センター

(4) 指定管理者の監査結果

② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- ・協定書第45条 本業務の実施に係る指定管理者の口座について、「指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の金融機関口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。」と規定されているが、固有の金融機関口座が開設されていない。

⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

- ・本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、専用の金融機関口座を開設していないため、確認ができなかった。(選定手続要項13(3)会計の独立と管理口座に、「指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、収入および支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。」と記載されている。)

⑥ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

- ・指定管理業務に係る経理規程が整備されてない。経理規程に基づいた事務が執行されているのか、監査による確認ができなかった。(選定手續要項13(3)会計の独立と管理口座に、「指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、収入および支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。」と記載されており、また、仕様書の19(2)経理規定には、「指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。」と記載されている。)

(5) 所管部局の関係書類の監査結果

④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- ・協定書等に必要事項は適正に記載されているが、「業務の実施における固有の金融機関口座の開設」、「収支に関する帳票の整備」について、指定管理者との認識の違いが見られた。

⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

- ・事業報告書の収支状況の内容を適切に審査していない。

⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

- ・協定書第25条業務実施状況の確認の執行後、不備な点を確認したにも関わらず、協定書第26条による業務の改善勧告を行っていない。

【総括して回答】

指定管理業務における経理の透明性及び適正な業務執行体制の確保を図るため、次期指定管理者の選定にあたっては、協定書及び募集要項の記載内容について必要な見直しを行う。

なお、経理の独立性や透明性を確保するという基本的な考え方を維持しつつも、他自治体における運用実態や、指定管理者との協議による柔軟な対応事例等も参考としながら、運用の実情を踏まえた記載内容とすることについても、併せて検討していくものとする。